

福山市の交際費支出基準

1 目的

市政に対する市民の理解と信頼を深めることを目的として、交際費について、支出基準を定めることにより、公正な執行を図るものとする。

2 支出の相手方

交際費は、福山市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの、市政について顕著な功績があったもの、災害又は事故等にあったものその他市長が特に必要と認めるもので、社会通念上妥当と認められるものに対して支出するものとする。

但し、市職員は除く。

3 支出区分及び支出基準額等

交際費の支出区分、理由・目的、支出内容及び支出基準額については次のとおりとする。

支出区分	理由・目的	支出内容	支出基準額
慶弔費	香料	市政関係者及びその親族の葬祭に対する香料、供花等に係る支出	別紙附表による
	供物		
	祝金等	市政関係団体等の総会若しくは市政関係者の慶事等に対するお祝い、会合出席等に係る支出又は全国大会出場等に対する激励又は饞別等に係る支出	10,000 円以内で相当と認められる額
見舞金		市政関係者の病気等に対する見舞金等に係る支出	10,000 円以内で相当と認められる額
接遇費	懇談会費	市政の運営に資するための懇談会等に要する費用の支出	10,000 円以内で相当と認められる額（出席者1人当たりの金額）
	記念品代	国内外の来客等に対する記念品又は相手方訪問時の手土産をはじめ交際上必要な贈呈品の購入等に係る支出	単価 10,000 円以内で相当と認められる額
	会費	会費を必要とする会合等への参加等に係る支出	会合出席に要する費用等について定められた額
その他		名刺、あいさつ状等の印刷等に係る支出、その他市政の運営上交際費により支出することが適当と認める場合又は福山市特定事故審査会の認定により交際費で支出することが決定した場合の当該経費等に係る支出	社会通念上妥当と認められる範囲内で現に必要なとする額

4 適用日

この基準は、2002年（平成14年）5月1日以降に支出する交際費について適用する。

この基準は、2004年（平成16年）9月6日以降に支出する交際費について適用する。

この基準は、2005年（平成17年）2月1日以降に支出する交際費について適用する。

この基準は、2005年（平成17年）4月1日以降に支出する交際費について適用する。

この基準は、2015年（平成27年）6月16日以降に支出する交際費について適用する。

香料・供物の支出基準

対象者	対象者との続柄	香料の支出限度額	供 物
名誉市民	本人	別 途	対象者のうち、特に必要と認められる場合で、支出額は社会通念上妥当と認められる範囲内で必要とする額とする
市議会議員等※A // 元市議会議員等	本人 一親等親族 本人	1万円 5千円 1万円	
市行政委員※B	本人	1万円	無
市内最高齢者	本人	1万円	無
その他市政関係者※C	本人	1万円	無

※ A （市政に関係があった公選職のもの）

市議会議員，国会議員，県議会議員，関係市町村長，関係市町村議会議長 等

※ B （議会の同意又は意見を必要とする委員）

教育委員会委員，監査委員，選挙管理委員会委員，公平委員会委員，農業委員会委員，固定資産評価審査委員会委員，人権擁護委員

※ C （特に必要と認められるもの）